

## 滋賀・鴨遺跡

- 1 所在地 滋賀県高島郡高島町大字鴨小字六反田、東良
- 2 調査期間 一九七九年（昭54）六月十八日～十月二日
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会
- 4 調査担当者 丸山竜平、兼康保明（文化財保護課）
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 平安時代（九世紀後半～一〇世紀初頭）
- 7 遺跡及び木簡出土遺構・遺物の概要

鴨遺跡は、高島町を西から東に流れて琵琶湖にそそぐ鴨川の右岸にあって、南鴨の現集落に接して東側に位置する。

しかし、複合遺跡としての鴨遺跡の広がりは、南鴨集落を取り囲むように五〇〇m四方の規模をもち、縄文時代早期、後期、弥生時代前期、中期、後期、古墳時代前期、さらに平安時代全般から中世にかけての遺物や遺構が確認されている。

ここで六反田、東良に限って述べる狭義の鴨遺跡では、上述したように、南鴨現集落の東から国鉄湖西線の西側まで一・五町四方の広がりを持っている。

発掘調査は、ほ場整備事業に伴う事前の範囲確認調査であって、遺構検出個所で削平予定部分は設計変更によって保存処置を取った

ため、面的に遺構の性格を追究するような調査は実施しなかった。

調査地は、表土除去後ただちに遺構群の現われた西側微高地上のW地区と、有機質の堆積したスクモ層が何層にも観察される東側低平地のE地区に大別出来るが、その間の調査地点でも遺構の広範な存在が確認された。

まず、W地区では、木製品の遺存状態がよくない自然条件が加味されなければならないが、土器類についてもE地区のそれとは若干の相違がみうけられた。しかし、年代もほぼ同時期であるし、遺構も接していく方向も一致するため緊密に関連する遺構として考へている。

その内訳は、W地区の遺構群の東限を画する一条の柵列（のち板塀列）、その西側、内部に認められる井戸跡一基と建物跡三棟以上および柵列である。

建物跡は、東西棟の正殿風建物の規模が、梁間三間、桁行七間（八・九m×一六・七m）と巨大であり、北側左右に全長は不明であるが同じく東西棟の建物が二棟認められる。東側の一棟が、梁間二間、桁行三間以上（四・六m×七・四m以上）で西側のそれが梁間二間、桁行三間以上（五・三m、六・二m以上）であった。正殿風建物の南側にも当然建物は予想されたが拡張していない。

いずれの建物もその主軸方向はN-5-W～N-9-Wと類似し、詳しくみると柵列、水路を含めて三方向、三時期の施設、建物の建

て替えが考えられた。なお、建物跡は柱根を残しており、なかには壁板とおぼしき板材まで認められた。

E地区では、遺構と遺跡そのものの東限を示す板塀列が西端に全長三〇m以上にわたってN-E方向で認められた。

そして、その内側には、接するようにして幅一・三・一・六m、深さ三〇cmの一条の溝が平行して走り、溝から多量の木製品や土師器・須恵器・綠釉・灰釉陶器・黒色土器が検出され、東西溝と交叉する個所では灯明皿とともに完存した柿と斎串が出土した。

この溝から西へ一・一mの箇所で直径一・一〇m、深さ一・六五mの一木を三截して剖貫いた井戸が検出され、この付近を中心二五m四方にわたって堆積し、問題の木簡群もこの下層のスクモ層から発見された。

木簡を除く主要遺物の内訳、「朝」の一字が彫られた方形陽文一寸四角の鋳銅印は、総高三・八cm、重さ八・六五gを測り、紐は撥形をなし、紐孔はよく使用痕をとどめるが、印文の正位置を示す「上」あるいは「上」の符号はない。

奈良県立奈良高校出土に次いで二遺跡目となつた木沓(履)は、総計九点を数え、うち完形に近い長大な方は全長三三cm、幅一二・五cmで長さ内法二四cmを測る。他方小規模な方は、全長二六・八cm、幅一・五cm、長さ内法二一cmを測つた。形状もそれぞれ異なり、

前者は、先端が流線形をなして尖り、後者は、扁平な先端部をなしていた。

下駄は約二〇点出土した。台は小判形と隅丸長方形があり、台と歯は一木で、歯の形は末広がりになつて下方が台よりはみ出ている。前鼻緒位置は左右どちらかに偏しているものが多いが中央にあるものもある。

櫛は計七点出土し、完形に近いものは大きさ約一〇cm、歯数は一cm間一枚である。棟はほぼ水平で肩部が角ばつたものと、棟及び肩部がゆるやかな丸みをもつたかまぼこ型のものとがある。樹種はクスノキである。

このほか祭祀遺物として考えられるものに、人形(一点)・斎串(井戸底検出の五点を含めて総計一二点)・陽物(五点)・仏像(一点)・鋸様木製品(一点)がある。

皇朝十二錢中の和同開珎をはじめ万年通宝・神功開宝・隆平永宝・長年大宝・饒益神宝・寛平大宝の七種二五点が出土した。その他、すりこぎ・へら(大小)・しゃもじ・箸・匙・木槌・木盤・折敷・几脚・曲物・薪などが多量に出土した。

土器類は莫大な量のぼり全容が把握出来ていない。このため急拠整理を試みたトレノチ一〇の下層で検出した遺物と数量を紹介しておきたい。

総計約一三〇八個中、須恵器一二四個、土師器類七六六個、黒色

土器一〇三個、綠釉陶器一二個、無釉陶器八六個、灰釉陶器二七個であった。また、供獻土器となる壺、壺は土師器の壺が七三二個と最も多く、次いで須恵器の壺が一二二個、無釉陶器の壺が六六個と、黒色土器の壺五九個、綠釉陶器の壺五四個、灰釉陶器の壺一三個となつてゐる。

いずれにせよ、畿内にしかみうけられない黒色土器塊の多量の搬入、同じく綠釉陶器、無釉陶器、灰釉陶器のこの地への搬入には注目すべきものがあり、一般の遺跡では考え難い内容といえる。

また、これら須恵器、土師器の中には墨書き器が多量に認められ、「萬」、「廣津弥」がそれぞれ三〇点以上とそのほか、「萬宅」「政

8 木簡の紙文・内容

(1)は貞觀十五年ではじまり、およそ二一五文字が判読出来た日本一長大な木簡である。全長は完存するが、幅は左側がおよそ13ほど欠損している。頭部下方には○・八cm四角の孔が穿たれ、柱の角釘に掛けて使用したものである。

文面は、九月十七日から十月七日、實際は欠損分を考慮すると十月十日ごろまでの「芻員」を記したものである。

芻員・量の末尾にくる「扮」「分」がどのような単位を示すのか、実例の少ない単位であって、量の内容がはつきりしないが、東大寺文書のなかに「分」の使用例があつて、当時の収穫の単位を示す「束」と同列に扱われている。おそらく、この記録板も毎日の稻の収穫を示すものではなかつたかと考える。

しかし、それにしてもなぜ「束」を用いなかつたのかについては疑問が残る。わけても、当時稻の単位として何束何把何分が存在していたとすれば「束」の意味で「分」を使用すれば混乱が生じるのではないか。

なお、ちなみに「扮」を「束」とみた場合、判明する芻員が二六二九束となり実数は五〇〇〇束ほどと考えられ、五〇〇束=一町とすれば一〇町の面積におよぶ収穫量を示すことになる。

(2)の遠敷郡は鴨遺跡の所在する高島郡に北接し、若狭国に属して

いる。鴨から安曇川を横ぎり追分から若狭街道に入ると全長三五Km程で小丹里付近に至る。

この木簡のもつ問題点は多岐にわたるが、一つは、木簡の出土層位が下層のスクモ層下部にあって伴出土器から九世紀後半を示すものであったが、訛文のとおり郡郷里の記載で所在地を示している。周知のとおり郡郷里制は七一五年(靈龜元)から七三九年(天平十一)

年の間に実施された制度であることが明らかにされており、その間に百年以上の矛盾が認められることになるが、スクモ下層の灰白色砂質土層から、磨耗して細片となつたわずか数点の暗文を施こした八世紀後半代に溯る土師器の皿が出土しており、いずれとも断定はしがたいともいえる。

しかし木簡そのものには九世紀後葉の土層に混入するまでの、百数十年間を物語る風化の痕が全くなく、木簡整形の刃痕も鮮かであつたし、札の厚み○・六cmと概して厚く、先端の削りも粗野なところがあつて、平城宮址の出土品中にも類例はないといわれている。

また、平安時代における文献上に郡郷里の記載がないわけではなく、『延喜式』(九〇五九二七年)にみえる後田邑陵(光孝天皇八八四・八八七年在位)の所在地は「在山城國葛野郡田呂郷立屋里小松原」とあって、制度としてではなく郡郷里の記載方式は存在していたと思われる。

さらにこの木簡のもつ問題点は、遠敷郡から平安京内に送られる

べき荷（庸米）に付けられた荷札がなぜこの鴨遺跡で出土しなければならなかつたのかである。

荷札が荷の解かれる時点まで付けられていたとみる原則論に立つならば荷解きもこの鴨遺跡でなされたことになる。

ところが、律令税制の租、調、庸のなかで、租である糲（米）は

郡内や国府の官倉に収められ、地方の経常費に充てられたが、うち雑米は、年料春米で京へ輸すものがあった。

また、庸といわれる一年十日間の徭役労働にかわる物納も、主に布・絲・米を充てたが、京に運び大蔵省（民部省）に納めている。

律令税制では、米は白米（春米）としてのみ庸・租の一部として中央に運ばれ、また、同一国内での輸送はあつたが、他国から中央（民部省、大炊寮）以外の国へ運ばれることは考え難い。よほど特異な場合であつたろう。

とすれば、この鴨遺跡で全く偶然に若狭から京へ運ばれる庸米の荷札が落ちたか、さもなくば、庸米をこの鴨遺跡に運び込むようなあまり前例のない特別な事情があつたかのいずれかであろう。しかも、荷札類がこれのみではなく、他にも存在することを考慮すれば後者の予想が有力視されるのである。

なおまた、この時代には荷札が荷解きの段階まで必ずしも付けられておらず他の板材や紙類にまとめられたとするならば、若狭国から中央に運び込まれる途中、古代若狭街道と西近江路そして湖上輸

送の基点であつたこの地で荷札が取りはずされた場合も想定される。この場合には鴨遺跡は、港として著名な勝野湊の一角に位置していたことが考えられよう。

## 9 関係文献

丸山竜平「鴨遺跡の発掘調査」（『日本歴史』第三八一号）

滋賀県・高島町教育委員会『鴨遺跡』

一九八〇年

付記 木簡解説については埋蔵文化財センターの田中琢氏をはじめ平城宮跡発掘調査部の狩野久、鬼頭清明両氏にお願いしたものであり、その間积文・解釈について奈良女子大学の佐藤宗謹、大阪工大の岡田精司、立命館大学の山尾幸久各先生には種々ご教示を得た。末筆ながら記して感謝します。

（丸山竜平）



鴨遺跡木簡出土地点図



写真1 鴨遺跡出土墨書き土器

1.大領, 大領, 大領 2.次官 3.廣津 4.萬 5.寺方, 西市 6.廣津 7.成中

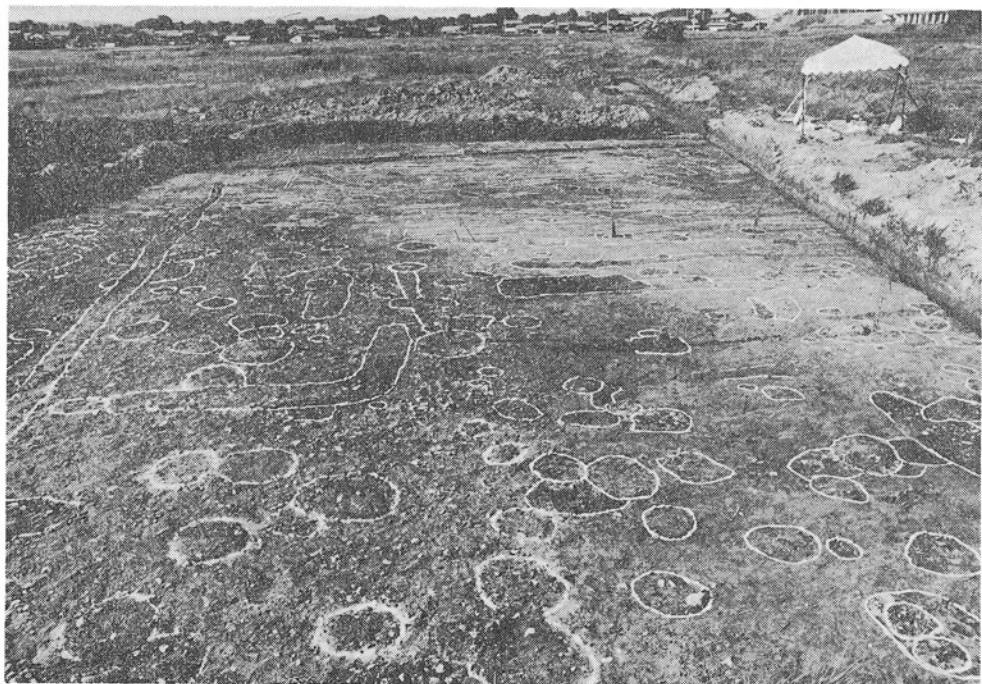


写真2 鴨遺跡遺構全景 (W地区南から)